

太宰府東中学校の通学路である市道を通る車の速度を落とさせるために、横断歩道の設置、標識等による通学路であることの明記、ハンプの施工をすることに関する陳情  
に

平成26年5月27日

■太宰府東中学校の通学路である市道を通る車の速度を落とさせるために、横断歩道の設置、標識等による通学路であることの明記、ハンプの施工をすることに関する陳情

## 1. 要旨

市道 15 号溝尻・高雄線（通称：東校通り）は五条、青山の住民が高雄方面に行く時に頻繁に利用する道路だが、東小学校、東中学校の通学路である。坂道になっており、下りはスピードが出ている車が多い。生徒の安全な通学のために市道 15 号溝尻・高雄線と市道 1043 号坂口・裏高尾線がぶつかる T 字路に横断歩道の設置、溝尻・高雄線に通学路であることを明記、ハンプの施工をすることを要請する。

## 2. 理由

- ・太宰府東中学校の生徒の半数近くが通学時に渡る市道 15 号溝尻・高雄線は坂道になっており、車のスピードが出やすい。生徒が交通事故に巻き込まれないために、T 字路には横断歩道が必要と思うため。

- ・市道 15 号溝尻・高雄線を通る車にも、通学路だから速度に気をつけた方が良くことを意識させるため、「スクールゾーン」や「ゾーン 30」といった標識を設けた方が良く思うため。

- ・市道 15 号溝尻・高雄線を通る車の速度が物理的にも抑制されるように、ハンプを施工した方が良く思うため。

平成 26 年 5 月 27 日

太宰府市議会議長 殿

住所 太宰府市青山 1-6-7

氏名 久保田 明子

